

看護師等免許保持者の届出制度へのご協力をお願い

【届出制度とは】

■都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法が改正されました。(平成27年10月1日施行)

○看護師等免許保持者による届出制度の創設

看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る(努力義務)

○ナースセンターの機能強化

復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんや復職研修の一体的実施

■届出の対象者は次のとおりです。原則、インターネット経由の届出です。

○病院等を離職した場合

○保健師、助産師、看護師、准看護師免許をお持ちで、これらの業務に従事されていない方

○既に届け出た事項に変更があった方

届出サイト「とどけるん」 <https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

■都道府県ナースセンターでは、届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援します。

【支援の例】

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・復職意向の定期的な確認 | ・復職研修の開催案内 |
| ・医療機関の求人情報の提供 | ・「看護の日」等のイベント情報 |
| ・復職体験談等のメールマガジン | ・その他復職に向けての情報提供 |

制度詳細・問い合わせ先

○制度の詳細：厚生労働省ホームページ「看護師等免許保持者の届出制度」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675.html>

○お問い合わせ先

・中央ナースセンター：TEL 03-6704-8800 (9:00～12:00/13:00～17:00土日祝日を除く)

・都道府県ナースセンター：

<https://www.nurse-center.net/nccs/scontents/eNursecenter/PrefNCList.pdf>

【お願いしたいこと】

■看護師等の人材確保の促進に関する法律では、

①病院等※の開設者等

※ 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所

②看護師等の学校又は養成所の設置者

は、届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとされています。



■協力の例は次のとおりです。

- ・制度創設について情報提供する
- ・離職する看護師等に届出を促す ※1
- ・看護職員に代わり届出を行う(代行届出) ※2 等

※1 退職時面談の際などに、「とどけるん」HPを紹介・提示し、制度の概要を説明して、入力を促してください。(ID申請後に本人へのメールが届き、本人がアクセスして届出事項を入力すれば届出が完了しますので、その旨の説明をお願いします。)

※2 離職する看護職員に「とどけるん」HPからダウンロードした届出票に記入してもらい、HPの代行届出マニュアルを参照してシステムに入力するか、お近くの都道府県ナースセンターへ提出してください。(代行届出により、必要な届出情報の入力が完了します。その後は、ナースセンターから本人のみに連絡があり、代行者への連絡はありません。)